

栃木県献血推進協議会設置要綱

(昭和40年1月21日制定)

1 設 置

献血思想の普及、献血者の組織化その他献血の推進を図るため、栃木県献血推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 業 務

協議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 献血思想の普及啓発に関すること。
- (2) 献血組織の育成に関すること。
- (3) 献血推進計画に関すること。
- (4) その他献血の推進に関すること。

3 構 成 員

協議会の会長は知事とし、委員は次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 医療関係者及び医療関係団体の代表者
- (2) 市長会、町村会等の代表者
- (3) 商工会議所、経営者協会等及び工場、事業所等の代表者
- (4) 労働組合、健康保険組合の代表者
- (5) 教育関係団体の代表者
- (6) 婦人会、青年団等の団体の代表者
- (7) 報道機関の代表者
- (8) 学識経験者
- (9) 関係行政機関の長等
- (10) その他会長が特に必要と認める者

4 委員の任期

協議会の委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
なお、委員は再任されることができる。

5 運 営

協議会は、次により運営する。

- (1) 協議会は、会長が随時招集する。
- (2) 会長は、会務を統括し、会議の議長となる。
- (3) 会長に事故あるときは、会長のあらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- (4) 協議会は、必要に応じ特別な事項を協議するため、部会を置くことができる。
- (5) 協議会に幹事及び事務職員を置き、関係行政機関の職員のうちから会長が委嘱する。

6 事 務 局

協議会の事務局は、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課に置く。

7 そ の 他

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱適用の際現に委員に任命され、又は委嘱されている者の任期については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 6（2024）年 4 月 1 日から施行する。